

医療施設等設備整備費補助金交付要綱（抜粋）

（交付の対象）

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（10）遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

イ 市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の（1）から（5）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（1）3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（10）ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（4）3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（10）イ 都道府県が補助する遠隔医療設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下限額
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	<p>1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>1 遠隔病理診断</p> <p>(1) 支援側医療機関 4,514千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 13,940千円</p> <p>2 遠隔画像診断及び助言</p> <p>(1) 支援側医療機関 16,092千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 14,585千円</p> <p>3 在宅患者用遠隔診療装置 8,100千円</p>	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1	1か所につき 150,000円